

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（327））

2. 日時：令和2年5月29日10時00分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、角谷安全審査官※、照井安全審査官

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他19名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、重大事故等対策の有効性評価に関して、原子炉制御室、緊急時対策所及び監視測定設備のコメント回答について、4月24日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉制御室】

- プールーム通過時の中央制御室（待避室）の運転員の被ばく低減対策の説明において、ベースケース（外気取入による加圧運転モード）とケース2（循環運転における空気流入試験）との比較関係を表とグラフで明確にするとともに、加圧・循環の各システムを説明すること。また、グラフ中におけるベント操作時、待避終了時（待避室内から運転員が出る）の状況を踏まえて、被ばく線量及び空間線量率の推移をそれぞれ説明すること。

【緊急時対策所（重大事故等対策の共通事項）】

- 同時発災を想定した場合であっても2号炉の指揮・命令が1号炉の影響を受けないよう各号炉に係る運転操作業務の運転員の役割を変更するとの説明であるが、役割変更に対する影響について説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし